

広島県港湾施設管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十五号

広島県港湾施設管理規則の一部を改正する規則

広島県港湾施設管理規則（昭和二十八年広島県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 指定小型船舶特定係留施設に船舶を係留しようとする場合 別記様式第二号の二 第二条第八項中「第三条第三項」を「第三条第四項」に、「前各項」を「第一項から第七項までの規定」に改め、「知事」の下に「（前項の規定により準用する第一項及び第六項の規定に準じて提出する場合においては、指定管理者）」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 第一項及び第六項の規定は、条例第三条第三項の規定により指定管理者が行う許可について準用する。この場合において、第一項中「第三条第二項」とあるのは「第三条第三項」と、「知事」とあるのは「指定管理者」と、「次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に定める様式による申請書」とあるのは「別記様式第二号の一による申請書」と、「当該各号に定める様式に代える」とあるのは「別記様式第二号の一による申請書に代える」と読み替えるものとする。

第二条の二第一項中「第四条の三第一号」を「第四条の三第一項第一号」に改め、同項第二号中「第十三条第一項」の下に「（同条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第五号中「小型船舶特定係留施設にあつては」を「小型船舶特定係留施設（指定管理者が管理する施設にあつては、指定小型船舶特定係留施設。以下この号において同じ。）」にあつては」に改め、「知事が認める」を「知事（指定小型船舶特定係留施設にあつては、指定管理者。以下この号において同じ。）」が認める」に改める。

第二条の二第二項中「第四条の三第三号」を「第四条の三第一項第三号」に改め、同条第三項中「第四条の三第四号」を「第四条の三第一項第四号」に改める。

第二条の三に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、条例第三条第三項の許可に係る使用期間について準用する。この場合において、第一項中「第三条第二項」とあるのは「第三条第三項」と、「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第四条の三第一項中「別表第一」を「別表第二」に改める。

第五条第一項中「使用料は」を「使用料又は利用料金は」に改め、「第三号」の下に「（条例第十六条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第三号及び同項第五号中「別表第一」を「別表第二」に改める。

第十条の二に次の一項を加える。

2 前項の規定は、指定管理者の許可について準用する。この場合において、前項中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第十一条中「知事」の下に「（指定小型船舶特定係留施設の使用者にあつては、指定管理者）」を加える。

第十二条の見出し及び同条第一項中「呈示」を「提示」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定は、指定小型船舶特定係留施設の使用を証する書類等の提示について準用する。この場合において、同項中「県職員」とあるのは「指定管理者の職員」と、「港湾施設」とあるのは「指定小型船舶特定係留施設」と読み替えるものとする。

第十二条の三中「第十三条第二項」の下に「（同条第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第十三条第一項中「県職員」の下に「又は指定管理者の職員」を加え、同条第二項中「き損」を「毀損」に改め、「県職員」の下に「又は指定管理者の職員」を加え、同条第三項中「知事」の下に「又は指定管理者」を加える。

第十四条第三項中「呈示」を「提示」に改め、同条に次の二項を加える。

4 前二項の規定は、指定小型船舶特定係留施設の立入検査について準用する。この場合において、第一項中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

第十六条第一項第二号中「第十三条第一項」の下に「（同条第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第十七条第一項第二号中「別表第二」を「別表第四」に改める。
別記様式第二号の次に次の様式を加える。

様式第2号の2（第2条関係）

※No.

指定小型船舶特定係留施設使用許可申請書

指定管理者 様

平成 年 月 日

住 所

氏 名

次のとおり指定小型船舶特定係留施設の使用を許可してください。

使 用 施 設 名					
係 留 船 舶	船 名				
	船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号			総 ト ン 数	t
	全 長	m	最 大 幅	m	
	所 有 者	住 所	(電話) — —		
	氏 名				
使 用 期 間		平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで			
備 考					

- 注 1 申請書には、船舶検査証又は漁船登録票の写しを添付すること。
2 住所及び氏名は、法人にあつてはその主たる事務所の所在地並びにその名称及び代表者の職氏名を記入すること。
3 申請者と船舶所有者が異なるときは、その理由を備考欄に記入するとともに、申請者がこの申請に係る船舶の使用等をする権限を有することを証明する書類の写しを添付すること。
4 係留船舶の全長及び最大幅は、実測によること。
5 ※欄は、記入しないこと。
6 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

同記様式紙十九号の「広島県知事 様」又「広島県知事
指定管理者 様」に、

使 用 料	※	円
使 利 用 料 金	※	円

」に

改め。

別記様式紙十九号の「広島県知事 様」又「広島県知事
指定管理者 様」に、

「注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。」又

「注 1 不用の文字は、消すこと。
注 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。」に改め。

以上の規定は、平成11年8月1日からの施行による。